

平成29年第8回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月14日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第23 意見案第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し
すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求め
る意見書

日程第24 意見案第2号 教職員の労働環境の是正を求める意見書

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

総務部長	加藤俊之君	民生部長	舟木淳次君
経済部長	澤口浩幸君	経済部技監	内野清一君
総務課長	鈴木浩君	企画課長	佐藤祐治君

《平成29年12月14日》

財 政 課 長	大 堀 聡 君	生田原総合支所長	門 脇 和 仁 君
丸瀬布総合支所長	只 野 博 之 君	白滝総合支所長	村 上 裕 和 君
会 計 管 理 者	荒 井 正 教 君	教 育 部 長	小野寺 健 君
総 務 課 長	大 貫 雅 英 君	監査委員事務局長	伯 谷 和 昭 君
選挙管理委員会事務局長	伯 谷 和 昭 君	農業委員会事務局長	河 本 伸 二 君

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君	事 務 局 主 幹	渡 邊 亮 司 君
事 務 局 係 長	小 玉 美 紀 子 君		

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、3番佐藤議員、山本議員を指名します。

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第23 意見案第1号

- 議長（前田篤秀君） 日程第23 意見案第1号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

- 2番（稲場仁子君） ー登壇ー

道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、一部読み上げまして提案させていただきます。

道教委は、新たな高校教育に関する指針に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定し、望ましい学校規模を40人学級で4から8学級として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、平成19年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加し、公立高等学校配置計画案によると、今後、再編・統合により40校42学級と大規模な削減となっております。

昨年度、道教委は、新たな高校教育に関する指針の見直しについて検討し、10月に新

たな高校教育に関する指針検討報告書を公表しましたが、依然として望ましい学級規模を4から8学級とし、再編整備を進めることを基本としており、地域の要望や実態をふまえたものとはなっていません。

したがって、広大な北海道の実情を考慮し、新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、次の事項について要望いたします。

1、道教委が平成18年に策定した新たな高校教育に関する指針は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している新しい指針については、これまでの指針による問題点を抜本的に見直したものとすること。

2、高校の学級定員を引き下げること。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級とすること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃すること。

4、地域の高校を存続させるため、地域キャンパス校については、道教委が検討している2年連続20人を下回った場合は統廃合とする基準の改定をしないこと。また、障がいのあるなしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するとともに、豊かな高校教育を実現するため、検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第24 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第24 意見案第2号教職員の労働環境の是正を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） ー登壇ー

教職員の労働環境の是正を求める意見書を読み上げて提案をいたします。

文科省は、学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界があるとして、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中教審等での議論が開始された。

一方、政府の働き方改革においては、教職員は、いわゆる給特法により労基法の一部適用除外となっているとして、議論の対象外とされている。

給特法制定時の文部省教員勤務状況調査では、教員の時間外勤務は、週あたり小学校1時間20分、中学校2時間30分、平均1時間48分で、これをもとに約4%（月8時間程度）に相当するとして教職調整額が積算されたが、現在は給特法制定当時と大きく異なり、超勤が無制限、無定量となっている。

現在、長時間労働が社会問題化し、働き方改革が求められている中で、教職員についても、実効性ある超過勤務削減策が急務となっている。

以上のことから、次の事項について要望する。

1、教職員の労働環境の是正に向け、給特法の改廃を含め、抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。

2、当面、現行、給特法、条例下においては、実効ある教職員の勤務条件、教育条件の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年12月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長です。

議員各位の御賛同よろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号教職員の労働環境の是正を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成29年12月14日》

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎閉会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成29年第8回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 菊 田 篤 秀

署 名 議 員 佐 藤 登

署 名 議 員 山 本 悟

《平成29年12月14日》